

平成28年第6回美幌町議会臨時会会議録

平成28年11月 7日 開会

平成28年11月 7日 閉会

平成28年11月 7日 第全号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
- 日程第 3 認定第 1号 平成27年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について(委員会報告)
- 日程第 4 認定第 2号 平成27年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について(委員会報告)
- 日程第 5 認定第 3号 平成27年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について(委員会報告)
- 日程第 6 認定第 4号 平成27年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について(委員会報告)
- 日程第 7 認定第 5号 平成27年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について(委員会報告)
- 日程第 8 認定第 6号 平成27年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について(委員会報告)
- 日程第 9 認定第 7号 平成27年度美幌町水道事業会計決算認定について(委員会報告)
- 日程第10 認定第 8号 平成27年度美幌町病院事業会計決算認定について(委員会報告)
- 日程第11 承認第14号 専決処分承認について〔平成28年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第2号)〕
- 日程第12 議案第74号 美幌町職員の休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議案第75号 美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議案第76号 美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議案第77号 美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第16 議案第78号 美幌町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 議案第79号 平成28年度美幌町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第18 議案第80号 平成28年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第19 議案第81号 平成28年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第20 議案第82号 平成28年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第21 議案第83号 平成28年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第22 議案第84号 平成28年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算(第

1号) について

日程第23 議案第85号 平成28年度美幌町水道事業会計補正予算(第2号) について

日程第24 議案第86号 平成28年度美幌町病院事業会計補正予算(第2号) について

日程第25 報告第19号 専決処分の報告について(町道第770号道路上の車輛破損事故による損害賠償)

○出席議員

1番	高橋秀明君	2番	大江道男君
3番	新鞍峯雄君	4番	上杉晃央君
5番	稲垣淳一君	6番	戸澤義典君
7番	早瀬仁志君	8番	岡本美代子君
9番	坂田美栄子君	副議長10番	吉住博幸君
11番	橋本博之君	12番	中嶋すみ江君
13番	古舘繁夫君	議長14番	大原昇君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長	土谷耕治君	教育委員会 教育長職務代理者	加藤哲彦君
監査委員	高木清君		

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	平井雄二君	総務部長	広島学君
民生部長	高崎利明君	経済部長	矢萩浩君
建設水道部長	小西守君	病院事務長	但馬憲司君
会計管理者	植木恒則君	事務連絡室長	中村敏文君
総務主幹	石澤憲君	電算主幹	河端勲君
まちづくり主幹	露口哲也君	政策主幹	小室秀隆君
財務主幹	小室保男君	契約財産主幹	大場正規君
税務主幹	田中三智雄君	環境生活主幹	佐々木斉君
児童支援主幹	武田孝司君	福祉主幹	遠藤明君
健康推進主幹	佐藤和恵君	社会福祉主幹	多田敏明君
農政主幹	渡辺靖行君	耕地林務主幹	伊成博次君
商工主幹	後藤秀人君	観光主幹	那須清二君
建設主幹	川原武志君	施設管理主幹	中沢浩喜君
建築主幹	西俊男君	水道主幹	御田順司君
病院総務主幹	遠國求君	事務連絡室次長	志賀寿君
教育部長	高木恵一君	監査委員室長	谷川明弘君

○議会事務局出席者

事務局長 藤原 豪二 君 次 長 橋本 美典 君
議事係 寺田 好 君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、平成28年第6回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、11番橋本博之さん、12番中嶋すみ江さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る11月4日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 〔登壇〕平成28年第6回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る11月4日議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、議会提出案件として、9月定例会において決算審査特別委員会に付議された平成27年度決算認定について、一般会計等及び企業会計の両決算審査特別委員会により、審査結果の報告8件、町提出案件といたしましては、専決処分の承認1件、条例の改正5件、補正予算8件、専決処分の報告1件があります。

以上の内容でありますので、本臨時会の会期につきましては、本日1日限りといたします。

慎重なる審議に皆さんの協力をお願いします

るとともに、行政職員の皆さんには真摯な答弁と対応をお願い申し上げまして、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本臨時会の会期を1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（藤原豪二君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので、御了承願います。

また、本臨時会中、議会広報及び町広報のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、あわせて御承知おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎提出案件の概要説明

○議長（大原 昇君） 町長から、本臨時会に提出しております案件について、概要説明をしたいとの申し出がありますので、

発言を許します。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕本日、ここに平成28年第6回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、提出案件の概要について御説明を申し上げます。

専決処分の承認について。

承認第14号平成28年度美幌町公共下水道特別会計補正予算第2号については、終末処理場しき脱水機の修繕のため急を要したことから専決処分をいたしましたので、御承認を賜りたいのであります。

条例の改正について。

議案第74号につきましては、国家公務員の一般職の職員の勤務時間・休暇等に関する法律の一部改正に準じ、職員の介護休暇の一部改正及び介護時間の新設を行おうとするものであります。

議案第75号及び議案第76号につきましては、本年度の人事院給与勧告に基づく、特別職の国家公務員及び一般職の国家公務員の給与改定に準じ美幌町議会議員及び町長等の期末手当の支給割合を決定しようとするもので、関係する条例について議決をいただきたいのであります。

議案第77号及び議案第78号につきましては、本年度の人事院給与勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、職員の給料、扶養手当及び勤勉手当の支給割合等を改定しようとするものであります。

平成28年度各会計補正予算について。

一般会計につきましては、職員の給与改定及び会計間異動に伴う人件費の補正などを行おうとするものであります。

特別会計・企業会計につきましては、一般会計と同様に職員の給与改定及び会計間異動に伴う人件費の補正のほか、公共下水道特別会計については、事業調整に伴う建設事業費の変更などを、水道事業会計については、浄水場フロック形成池の駆動装置

修繕などをそれぞれ補正しようとするものであります。

なお、細部につきましては後ほどそれぞれ御説明を申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

◎日程第3 認定第1号から

日程第8 認定第6号まで

○議長（大原昇君） 日程第3 認定第1号平成27年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第4 認定第2号平成27年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5 認定第3号平成27年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6 認定第4号平成27年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7 認定第5号平成27年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8 認定第6号平成27年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について、以上6件を一括議題といたします。

この件につきましては、平成28年度第5回定例会において、一般会計等決算審査特別委員会に付託いたしておりますので、その審査結果報告書の審査の結果以降について、職員に朗読させます。

○議事係（寺田好君） 3、審査の結果。

関係書類の提出、あるいは関係職員の出席を求めるなどして慎重に審査した結果、適正に予算が執行された決算として認定すべきものと決定した。

なお、一層の行政効果を期待し、次のとおり審査意見を付すこととした。

審査意見。

(1) 一般会計全般について。

平成27年度一般会計決算は、国の経済財政政策による地方への景況に波及効果が極めて乏しい中、財政運営計画に基づく経費の縮減、行政改革に努めた結果、実質収支は7,852万円の黒字、単年度収支は1,657万9,000円の赤字となった。經常収支比率は75.9%、前年度比2%の減少、実質公債費比率（3カ年平均）9.4%、前年度比0.6%の改善が見られた。自主財源である町税や道支出金が減少したものの、地方交付税や地方消費税交付金の増加による財源確保された結果である。

本町の平成27年度末人口は、2万257人で前年度末と比較しても351人の減少となり、ここ5年間では1,293人の減少で、少子化対策や定住・移住促進策の推進が強く求められている。一方で、高齢化の進展により社会福祉関連経費の増大や公共施設の老朽化に伴う維持補修費の増嵩が見込まれ、依然として厳しい財政運営が続くことは避けられない。

平成27年10月策定のまち・ひと・しごと創生総合戦略や第6期美幌町総合計画により、優先度の高い施策を確実に推進し、住民福祉の充実を図りつつ、引き続き健全な財政運営の努力を期待したい。

(2) 収入率向上対策について。

公営住宅使用料の現年度分収入率は、3年連続で100%を達成したことは、全道における同規模の住宅戸数の市町と比べてみても、特筆すべきもので高く評価したい。

町税収入率は前年度比0.7%増の96.4%と、昭和58年度以降最高となり、特に現年度分はほとんどの税目が前年度を上回る高い収入率を達成。税以外の各種収入においても、いずれも99%を超える高い収入率を達成し、全庁的な収入率向上対策の成果があらわれており評価したい。

引き続き、負担の公平性と適正化を図るため、収入率向上に取り組まれない。

(3) 国民健康保険特別会計について。

国民健康保険税においても、一般会計同様に現年度収入率97.8%と、昭和54年度以降で最高となり、職員の努力を評価したい。しかしながら、滞納繰越額は前年度比7.1%減少しているものの、1億2,233万9,000円と多額であり、一層の収入率向上に取り組まれない。

1人当たりの療養の給付費は38万1,823円で、前年度比2万1,839円の増加する中、予防対策や各種検診受診率向上に努めた結果、平成27年度末基金残高は、出納閉鎖期間中積立額を含めると、3億4,503万1,000円を保有している。

平成30年度から市町村国民健康保険事業の広域化に伴い、北海道に移行となることから、平成29年度国民健康保険事業運営に当たり、国庫支出金、道支出金等の財源確保とあわせて、医療費積算の適正化、基金残高を活用し、国民健康保険税の1人当たり負担額の軽減策に努めるべきである。

4、少数意見の留保。

美幌町議会会議規則第76条の規定による少数意見の留保はない。

○議長（大原 昇君） 本件について、委員長の報告を求めます。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君）〔登壇〕平成28年9月15日から6回にわたり委員会を開催し、提出された書類及び関係職員から説明を求めるなど慎重に審査した結果、適正に予算が執行された決算として認定すべきものと決定しました。

なお、一層の行政効果を期待し、付した審査意見は職員が朗読したとおりであります。

○議長（大原 昇君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、認定第1号から認定第6号ま

での6件を一括採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件については、認定することに決定しました。

◎日程第 9 認定第7号から

日程第10 認定第8号まで

○議長（大原 昇君） 日程第9 認定第7号平成27年度美幌町水道事業会計決算認定について、日程第10 認定第8号平成27年度美幌町病院事業会計決算認定について、以上2件を一括議題といたします。

この件につきましては、平成28年第5回定例会において、企業会計決算審査特別委員会に付託いたしておりますので、その審査結果報告書の審査の結果以降について、職員に朗読させます。

○事務局次長（橋本美典君） 3、審査の結果。

関係書類の提出、あるいは関係職員の出席を求めるなどして慎重に審査した結果、両会計ともに適正に予算が執行された決算として認定すべきものと決定した。

なお、今後とも一層の努力を望み、次のとおり審査意見を付することとした。

審査意見。

1、水道事業会計について。

人口減少に比例して、一般家庭用使用水量が減少する中で、工場用及びその他業務使用水量が増加したため、平成27年度の総配水量は、前年度に比べ220万8,000立方メートル、1.7%増加した。しかし、有収率は90.8%あるものの、昨年度と比較すると1.4%低下している。これは、漏水と不明水などが原因でもあり、老朽配水

管の計画的な更新とあわせて、原因究明に努力されたい。

水道料金は、平成6年度以降据え置かれる中、着実に利益を計上してきた。今後はその実績と経験を生かし、美幌の水のおいしさ、安心・安全等をより積極的に周知しつつ、さらに収益の増加に努められたい。

災害に強い水道施設づくりに当たっては、耐震診断結果に基づく水道施設耐震化計画の早期策定を図り、早急な管路の耐震化及び貯水機能付き配水管の布設等、災害時に真に役立つ水道施設について検討されたい。

2、病院事業会計について。

医師招聘の努力により常勤医師10名、10科の診療体制となり、平成26年度に比べ患者数で2万2,022人、31.0%増となり、診療収入総額も3億6,216万4,000円、29.8%増となった。しかし、純損失額は1億1,340万円で、前年度よりも1億91万6,000円減少したが、いまだ1億円以上の純損失を計上している。

平成26年度から地方公営企業会計制度が改正され、民間企業との経営比較が容易となったことから、町民に対する説明責任を十分果たすべき経営努力が引き続き必要である。

また、地域の基幹病院としての機能を維持するため、引き続き医師及び看護師等医療従事者の確保に努め、眼科医の常勤化・婦人科開設・訪問診療等、地域に根差した診療体制の充実を図るとともに、地域医療構想が示されたことから、病院設置者として、今後の病院経営及び町立病院のあるべき方向性を早急に示し、施策を講ずるべきである。

4、少数意見の留保。

美幌町議会会議規則第76条の規定による少数意見の留保はない。

○議長（大原 昇君） 本件について委員長の報告を求めます。

3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君）〔登壇〕平成28年9月15日から7回にわたり委員会を開催し、提出された書類及び関係職員から説明を求めるなど慎重に審査をした結果、両会計とも適正に予算が執行された決算として認定すべきものと決定しました。

なお、今後とも一層の努力を望み、付した審査意見は職員が朗読したとおりであります。

また、委員長として、口頭による補足意見を2件申し上げます。

1点目、水道事業会計について。

美幌町水道事業の配水能力は、1日1万1,250立方メートルであるが、平成23年度以降の1日の最大配水量は、平成26年度の7,084立方メートルが最高となっている。人口減少に伴い使用水量も減少していくことから、今後の施設・設備の整備に当たっては、過大な投資とならないよう十分検討願いたい。

また、日並浄水場は24時間体制で管理していることから、よりきめ細やかな配水量の管理と適正な施設の維持管理により経費節減に努められたい。

2点目、病院事業会計について。

平成27年度の医療収益において、特筆すべき診療科目が顕著に見受けられた。よって、診療科目において医師複数体制を検討すべきである。

以上であります。

○議長（大原 昇君）委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君）質疑なしと認めます。

これから、認定第7号及び認定第8号についてを一括採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり、認

定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君）起立多数です。

したがって、本件については、認定することに決定しました。

◎日程第11 承認第14号

○議長（大原 昇君）日程第11 承認第14号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君）議案の9ページをお開き願います。

承認第14号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項によりこれを町議会に報告し承認を求めるものであります。

10ページをごらん願います。

専決処分書。

平成28年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第2号）について、終末処理場しき脱水機の修繕のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決日につきましては、平成28年10月25日であります。

12ページをお開き願います。

専決内容について御説明を申し上げます。

平成28年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

この補正につきましては、平成10年に設置されたしき脱水機、これは各家庭からの下水道流入水に含まれるごみなどを破碎した後に、そのごみなどを脱水するための機械であります。経年劣化が原因と考えられます脱水のためのスクリー軸が剪断

するという故障が発生しました。この機械は、下水処理のため重要な機械であり、修繕を急ぐ必要がありますが、既に本年度修繕予算が執行済みであることから、修繕に必要な額を下水道特別会計内で財源調整をしながら、必要な予算計上を行ったものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ166万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,202万8,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げますので、21ページ、22ページをお開き願います。

3、歳出であります。

2目、維持管理費、終末処理場維持管理事業、2行目の修繕料400万円の増は、先ほど申しあげました、しき脱水機の修繕に係る費用でございます。

その上の光熱水費は、修繕料の財源の一部に充てるため、今後の電気料執行見込みを勘案し、予算額3,794万7,000円から234万円を減額するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、19ページ、20ページにお戻り願います。

2、歳入。

このページの歳入は、歳出の増額に対する財源を下水道特別会計の前年度繰越金に求めるものであり、27年度決算における繰越金は今回で全て予算化されたものであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 22ページで、先ほど部長の説明で財源確保のためということで、電気料を3,750万円ぐらいから

7%ぐらい減額し、234万円ということなのですが、今の時点で結構大きな減額なのですが、減額できる理由というのがどういうところにあるのか教えてください。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 当初予算の中では、この光熱水費につきましては、電気料及び水道料を計上しているところがあります。毎年度の決算状況から今年度の決算見込みを考えているところではありますが、平成27年度の決算額が2,951万2,000円ということではありますが、当初予算の中では若干の電気料の増加も見込みながら予算計上をしておりますので、これからのことも考えまして、この減額については対応できるということで予算を減額しているところがありますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 脱水機の修繕料のお話ですけれども、スクリーンの軸の剪断が故障の原因ということで、平成10年設置ということでしたけれども、今回の修繕は脱水機自体を入れかえる、要するに新品入れかえなのか、スクリーン軸の部品を交換するのか、その整備の要領について。それから、平成10年から今までに、このような違った原因の故障があったのかどうかについて2点お聞きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 今回の修繕の範囲でございますが、しき脱水機を全て取りかえるのではなく、そのスクリーン軸の前後のベアリング等を含めて、その関係する部分を取りかえるということで、本体及び台座部分はそのま利用するというところでございます。

それから、平成10年に設置されたということでございます。これまでの整備の状況でございますが、ほぼ5年から6年ごと

にオーバーホールを実施しながら、維持管理をしてまいりました。その中では大きな故障がなく、オーバーホールの範囲で部品の交換等で済んできたところがございますが、今回大きくスクリュウ軸が剪断、要するに破断でございますが、剪断するという修繕が発生しましたので、今回取りかえようとするものでありますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） お聞かせ願いたいと思います。特別な負荷がかかって、急に予測しない故障というか、事故ならむしろ理解しやすいのですけれども、部長の説明では、経年劣化という言葉が使われました。私は、管理体制というのは経年劣化も含めて大きな事故に至る前に、例えば航空機の話为例として打ち出しますと、見た目は壊れていなくても、10年もしくは、今は数字は妥当な数字を言っているわけでありませんが、何年、何十時間とか、何百時間になったら故障する前に、機能しなくなる可能性が大、事故につながるが大だということで、取りかえるとか入れかえるとか、そういう対応の管理をしていると思います。そういう意味で、オーバーホールを他の議員の質疑の中でしていると言いながらも、根本的なこの機器の管理体制というのは、結果として壊れてしまってから対応をとるべきなのか、今おっしゃられたように、平気で経年劣化と言われるのであれば、事前に何年過ぎたから取りかえるべきだというような議論はないのか。また、そういう仕組みの管理体制はとれないものか、ということであります。

2点目。今、軸とおっしゃられました。この軸は全体的機能を果たすために、その部分の4、5本あつての1本なのか、その1本が全体を動かすものなのか、そこら辺も説明していただければありがたいと思っています。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） ただいまの1点目の、経年劣化が考えられるということでございます。それで、経年劣化として考えられるという断定的なものでは実際にはないのですが、破断した後の機械の様子を見ると、脱水する大きなごみが、その付近にあるという状況でなかったということから考えると、負荷がそれなりにかかる機械でございますので、負荷はもちろんかかっていたわけでございますが、特定できるものがなかったということで、経年劣化が考えられるということで御説明させていただきました。

それで、平成10年から18年経過している機械でございます。機械にはそれぞれ耐用年数がございますが、現実にはその耐用年数できっぱりと交換しているわけではなく、オーバーホールをしながらできるだけ長く利用しているというのが現状でございます。議員さんがおっしゃるとおり、重要な機械でありますので、その辺については、これからも利用状況、また機械のメーカーとも相談をしながら、適切な時期に交換も考えていかなければならないと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それから、スクリュウ軸でございますが、これは2本ありまして、2本の間にごみを巻き込んで、そこで脱水するという機械でございます。昔の洗濯機の間に入れて絞っていくのと似たようなスクリュウ軸でございます。その2本の軸のうちの1本が破断をしたということでございます。そのような形ででございますが、今回修繕するのは、同じ製造年のものでありますので、2本一緒に取りかえるよう進めておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、承認第14号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第12 議案第74号

○議長（大原 昇君） 日程第12 議案第74号美幌町職員の休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案23ページになります。

議案第74号美幌町職員の休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町職員の休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明を申し上げますので、参考資料の1ページをお開き願います。

資料1、議案第74号関係。

美幌町職員の休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

今回の改正につきましては、平成28年度人事院勧告に基づき、職員の介護休暇の分割、介護時間の新設を行おうとするものでございます。

改正内容でございます。まず1点目として、介護休暇の分割で、従来の一つの要介護状態ごとに連続する6カ月の期間を一つの要介護状態ごとに3回以下、かつ合計6カ月以下の範囲内で分割を可能とするものでございます。

2点目につきましては、介護時間の新設

でございます。一つの要介護状態につき連続する3年の期間内、1日につき2時間以下で勤務をしないことを承認できる制度とするものでございます。

また、当該勤務をしなかった時間は無給とする規定の新設でございます。

施行日につきましては、平成29年1月1日。

なお、本条例改正に係ります新旧対照表を2ページ、3ページに、人事院勧告の骨子を4ページに添付をしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御説明を申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 美幌町の職員において、今までの決まりの中で、不都合があったのか、なかったのか。もしあれば、お示ししていただきたいと思いますところではありますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 条例制定をしてから、介護休暇の取得については実績としては1件もございません。

ただ、より介護休暇を取得するための今回の改正でございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第74号美幌町職員の休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第75号

○議長（大原 昇君） 日程第13 議案第75号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案24ページになります。

議案第75号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明を申し上げますので、参考資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

資料2、議案第75号関係。

美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

改正趣旨につきましては、平成28年12月の期末手当及び平成29年度以降の期末手当支給割合の変更措置を講ずるものでございまして、本年8月8日に出されました人事院勧告において、国家公務員の給与改定に準じ、特別職の改定もされたことから、本町議会議員につきましては、国会議員に準じた支給割合となっていることから、期末手当の年間支給割合を0.1カ月分引き上げるものでございます。

なお、平成28年度及び平成29年度以降の支給月数は、記載のとおりでございます。

また、6ページに本条例改正に係ります新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

施行日につきましては、記載のとおりでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第75号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第76号

○議長（大原 昇君） 日程第14 議案第76号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案25ページでございます。

議案第76号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするもので、記以下につきましては参考資料で御説明を申し上げますので、参考資料の7ページをお開きいただきたいと思います。

資料3、議案第76号関係。

美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてござい

す。

改正趣旨につきまして、町長等の平成28年12月の期末手当並びに平成29年度以降の期末手当支給割合の変更措置を講ずるものでございます。

改正内容といたしまして、今回、町長・副町長・教育長について、国家公務員の給与改定に伴いまして、期末手当の支給割合を現行の4.2カ月分から4.3カ月に改定を行うものでございます。

なお、給料月額の変更は行わず、期末手当の支給割合のみの改定を行うものでございまして、平成28年度及び平成29年度以降の6月期、12月期のそれぞれの支給割合につきましては、記載のとおりでございます。

施行日につきましては、ここに記載のとおりでございます。

また、条例改正に伴います新旧対照表を8ページに添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第76号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第77号

○議長（大原 昇君） 日程第15 議案第77号美幌町職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案の26ページでございます。

議案第77号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明を申し上げますので、参考資料の9ページをお開きいただきたいと思います。

資料4、議案第77号関係。

美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

改正趣旨につきましては、人事院勧告に基づく給与の改正を行おうとするものでございます。

改正内容でございますけれども、本年8月8日に出されました人事院勧告に基づき、本町においても国と同様の措置を行うものであります。

まず給料につきましては、再任用職員も含め、俸給表を400円の引き上げを基本として、初任給については1,500円、若年層についても同程度の引き上げを行い、0.2%の平均改定を行うもので、平成28年4月1日からの適用となります。

2番目の期末勤勉手当につきましては、再任用以外の職員については、現行4.2カ月分を0.1カ月分上げ4.3カ月に、再任用職員につきましては、現行2.2カ月分を0.05カ月分引き上げ、2.25カ月分にしようとするものでございます。

なお、平成28年度、平成29年度以降の6月期及び12月期における支給割合については、記載のとおりでございます。

次に3番目の扶養手当ですが、配偶者に係る扶養手当を現行の月額1万3,000円

から月額6,500円に、子に係る扶養手当を月額6,500円から月額1万円に、また職員に配偶者がいない場合の扶養手当月額1万1,000円を廃止しようとするものでございまして、平成29年4月1日からの適用となりますが、1年間の経過措置を講ずることとして、経過措置の内容につきましては、表の中に記載のとおりでございます。

また、今勧告の中で職員の介護休暇制度の中に、介護時間が新たに創設されたことから、介護時間の休暇にかかる部分の給与の減額についての規定も改正をしております。

なお、本条例の改正に係ります適用年月日につきましては、それぞれ表に記載のとおりでございます。

なお、参考資料の11ページから14ページに新旧対照表を、15ページ、16ページに、給与勧告の骨子を、17ページから33ページに各給料表の比較表を、34ページに本給与改定に係る所要額調書を添付しておりますので、参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） まず、参考資料について話をさせていただきたいと思ます。

まず、9ページの勤勉手当が上がる、下がるという言い方よりも、私は、これは最高限度額という意味のお話かと思っているのです。そういう意味で、勤勉手当という意味では最高額だと、私の認識では最高額にしても、どういう査定を持って実際手当を支給しているのかということを確認しておきたい。過去に、勤勉手当について、どのような事件・事情が発生したかも合わせてお伝え願いたい。

次に、10ページの配偶者のことをお聞きしておきたいと思ます。

今回の御提案は、経過措置があったにしても、現行の配偶者1万3,000円から最終的には6,500円になるという御提案だと思っています。そういう意味では、私は配偶者というのは、家庭において収入のある方を含めて、家庭を支えるという意味では大きな役割を果たしていると、個人的意見を持っています。そういう意味では、町長さんにおかれましては、職員にとっては雇用主であり、民間でいえば社長であります。今回、配偶者が将来にわたって、簡単に言えば、数字の上では半額になる。そういう意味内容では、どのように町長は判断されたのかということをお聞かせ願いたいと思っています。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） まず、1点目の勤勉手当の支給基準でございます。

現行におきましては、それぞれ基準日以前にどれだけの休暇あるいは疾病によって勤務をしなかったということで、その期間に応じた支給率という形で支給をしているところでございます。

2点目の扶養手当は、私が答えてもよろしいでしょうか。扶養手当の改正についてでございますけれども、この間論議をされてきた内容を踏まえて、御答弁をさせていただきたいと思ます。

配偶者の扶養手当につきましては、高度経済社会時においては家庭を守る役割が高く、一定の必要性の理解は得られてきたという論議がされているようでございます。ただ、ここにきて社会あるいは経済の変化に伴い、家庭内におけます役割が変化をしてきているというところで、一方においては子育てについてその重要性が高まってきたということから、今回の配偶者扶養手当と子に係る扶養手当の改正の勧告ということになっているところでございます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 配偶者手当のことについてでありますけれども、今回の人事院勧告については、安倍首相の要請に基づいて人事院において調査をして、こういった経過が出てきたということであります。それで、私の推測も含めてお話ししますと、1万3,000円を6,500円にされるということで、6,500円減額になりますので、それを原資に子供さんについては値上げをしようということでもありますので、一つには、やはり少子化対策があるだろうと思っております。

もう一つは、女性の活躍の場をどうするかという時に、所得で130万円以下の方については1万3,000円を支給するということでもありますから、これを下げることによって、女性が社会参加に向かうのではないかというような考え方も含めて2面性があるのではないかと、私は思っているところでございます。以上であります。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 今、町長のお答えを聞いた中で、これはあくまでもこの議案に対してすべきものだと思っておりますが、例えば子供さんに厚くという趣旨のこと、それから女性の社会進出を狙っているのではないかという思いを述べられたと承知していますが、私はもともと、美幌町という自治体においても、こういう仕組みも本来は真似することは——もちろんやめなさいというわけではいけれども、美幌町ではこうするよというしっかりとした根拠・考えもあってもいいのかなというのが、原点にはあります。でも、一つだけ、これは反論という言い方ではなくて、私の思いとして純粋に受け止めていただきたいのですが、高度成長時期ということではなくて、配偶者が家庭内においてやっている役割というのは、むしろ増えたのではないかと捉えるところなのです。ですから、私がお聞きしたかったのは、国の方針も含めた中

で、美幌町としてどうあるべきだという考えがあつてしかるべきではないか。もし、国の方針に従うについても、別枠で、例えば補填をするとか、美幌の条例で給料体系も決められるわけですから、そういう思いがあつての話なのか、単に国がこの方針だからというのではなくて、そういう過程の中で美幌町として、雇用主として、これが本当に社会情勢という言葉は、わかるようなわからないような私は迷っている最中ではありますが、女性の家庭を支えてくれる力というのは、子育ても含めて、それから自分の両親、配偶者の両親もいろいろな介護も含めてもです。むしろ仕事量、仕事量と言ったら語弊がありますが、やるべきこと、しなければいけないことはたくさんふえたのだらうと、私は逆に思っているところであります。そういう意味では、今の答弁、私個人としては承服できないことでもありますけれども、これはこれとして、これとタイアップして、美幌町独自の何かしらの方針を出す思いはないのか、ついでであります。町長さんに一言聞いておきたいというところであります。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 家庭を支えるという面では、主婦といいますか奥さん方は大変な苦勞をされていると思っておりますけれども、ただ、子供さんも家族を支えるというような、希望であったり、責任感であるとか、お父さんにしたらそういうものがあつて、やはり一定の役割を果たしているのではないかと思っておりますし、また、これは時代の要請というようなことも配慮しなければいけないと思っております。

私どもは、これを決定するに当たって、やみくもに人事院勧告が出て、国公準拠だからそれを全てよしということではなくて、一つの判断というようなことで我々もそれに賛同するという立場で、今回は提案させていただきました。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さ

ん。

○10番（吉住博幸君）　そこでこの表。皆さんの目にも触れていると思いますが、実は美幌町の1世帯当たり平均2人までっていないと思います。1.3～1.4人の間だったと記憶していますが、そう見た場合、これは職員の給与に関する条例ですが、例えば、3世帯に子供が合計で4人いたとする。簡単に言えば、人の体というのは1.3人と数えられないのです。結果として子供さんが1人いる家庭、あえていえば2人いる家庭、もしくは3人という個体数の人数でかかわることだというお話を少し耳にしておいていただきながら、私の聞きたいのは、では現行と比べて将来においても、例えば妻、子供が1人、現行で言えばそういう家族構成であれば、現行は1万9,500円。でも将来において、そういう家庭においては1万6,500円。2人いるところは6,000円幾らか将来において伸びるのでありますが、美幌町内においても、そういう数字の中で論議していった場合、現行よりも下がる、全体として見たら、家庭内でいただいている扶養手当というのは、もちろん、将来において2人、3人いるところはふえるのでしょうけれども、子供さんがあえて1人の家庭、もちろん妻がいてです。減るということも加味した場合、これは、先ほど仰られた子供に対して手厚くという言葉は、言葉としてお聞きしましたが、現状も踏まえた場合に、負の判断の手当の改定ではないかと思うところですが、もし町長さんにおかれましても、苦しい決断だと思いますが、そこら辺の整理は、どう思っているのでしょうか。

○議長（大原 昇君）　総務部長。

○総務部長（広島 学君）　負の改定でないかということについてでございますけれども、将来、職員の中で扶養すべき子供の人数がどの程度になるかということについても大きくかかわってくるだろうというよ

うに思いますので、一概に比較はできないだろうと思いますが、現行の制度と30年度本則に基づいて施行される時期に比べますと、配偶者の扶養手当については月額でございますけれども、今91名配偶者扶養手当を支給している職員がおり、59万1,500円が減額になると。一方におきましては、職員の中に扶養している子供が186名いますので、この部分の増額分については65万1,000円の増ということで、この数字を見ただけで必ずしも負の改定ではないというように思っています。ただ、この扶養手当については、支給される年数が決まっております。配偶者の扶養手当については、配偶者がいる間支給をされるということからいけば、生涯賃金としては減少に行くのだろうということは想定されますけれども、ただ、先ほど町長も答弁したとおり、時代の流れと女性の活躍を一層願うということも含めて今回、町としての改正の中で決定をさせていただいたということでございますので、ぜひともご理解をいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　今、部長からも時代の流れというお話がありました。私は、女性が社会に進出するためにこういった側面があるのではないかというようなお話を1回目の答弁でさせていただきましたけれども、所得控除の中でも103万円、135万円と論議されていますけれども、そういった中では時代の流れだということを改めて思っているところでございます。そのような中で、我々はこれを認識して、我々の条例の中でしっかりと改正をしていくという決断を固めたところでございます。

○議長（大原 昇君）　2番大江道男さん。

○2番（大江道男君）　人事院勧告の本体は、民間給与との格差を是正しようというプラスの側面がありますので、提案するに当たって、前段で町職員組合との間で交渉

された事項なのだろうと思っています。

本俸部分は上がっているのですが、配偶者に係る手当について削減になるという部分について、先ほど単年度だけ見ていけば子育ての部分が若干ふえるということなのですが、当然に扶養が外れた、外れていくことによって、配偶者はあくまで生涯配偶者手当が支給されるというようなこともあって、職員の率直な気持ちというのは、あったのだろうと思います。参考のために、配偶者手当の削減とそれから子育てにそれが使われるというのをトータルとして、一体どのような職員の率直な気持ちが見えていたのか聞かせていただきたいと思っています。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 人事院勧告に係ります給与・手当の改正については、職員組合との交渉も実施をさせていただいたところでございます。

職員の意向としては、やはり配偶者の扶養手当の減額については、最終的には御理解をいただいたところでございますけれども、協議の中では一定程度、違和感を感じているところもあったというように感じております。ただ、組合との協議の中でも、子供たちをどう育てていくかと、今の給与制度の中で若年層、一番子育てが大変なときにどのように生活費を確保していくかということ踏まえて、最終的には11月2日に職員組合とも妥結をさせていただきましたけれども、そういったことも理解をいただきながら、本条例の提案ということになったということで御理解をいただきたいと思っています。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第77号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定

についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は11時25分といたします。

午前11時12分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第16 議案第78号

○議長（大原 昇君） 日程第16 議案第78号美幌町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案41ページになります。

議案第78号美幌町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、記以下につきましては、参考資料で御説明をさせていただきますので、参考資料の35ページをお開きいただきたいと思っています。

資料5、議案第78号関係。

美幌町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

改正目的につきましては、一般職の任期付職員の平成28年12月の期末手当及び

29年度以降の期末手当の支給割合の変更措置を講ずるものでございまして、この改正につきましても、人事院勧告におけます国家公務員の給与改定を基礎として、期末手当を現行の3.15カ月分から0.1カ月分引き上げて、3.25カ月分にしようとするものでございます。

なお、それぞれの支給割合につきましては、表に記載のとおりでございます。

施行日についても、記載のとおりでございます。

36ページに新旧対照表を添付させていただいております。

以上、御説明を申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第78号美幌町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第79号

○議長（大原 昇君） 日程第17 議案第79号平成28年度美幌町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案42ページでございます。

議案第79号平成28年度美幌町一般会計補正予算（第6号）について御説明を申

し上げます。

平成28年度美幌町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,039万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ103億1,765万1,000円としようとするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明申し上げますので、51ページ、52ページをお開きをいただきたいと思います。

3歳出。

1款、議会費、職員手当等39万7,000円の増につきましては、先ほど議決をいただきました支給率の改定に伴う増でございます。

それから、2款、総務費の徴税費、税務徴税費の軽自動車検査情報利用負担金4万5,000円の増でございますけれども、本年度より経年車重課、グリーン化特例が導入され、その判定に検査情報を利用しているところでございますが、当初、新規取得あるいは廃車・移転を想定しておりましたけれども、車検においてもこの情報取得が必要だということから、不足が生じたことによります補正でございます。

それから、3款、民生費につきまして、国民健康保険特別会計繰出金105万6,000円の減、それから高齢者福祉費の後期高齢者医療特別会計繰出金18万2,000円の増、それからその下の介護保険特別会計繰出金40万8,000円の減、いずれも給与改定、会計間異動による補正でございます。

それから、4款、衛生費、保健衛生総務費の病院事業会計補助金140万3,000円の減につきましては、医師退職に伴います基礎年金拠出負担金の減による減額の補正でございます。

次に、54ページをお願いをいたしま

す。

8款、土木費の公共下水道特別会計繰出金382万1,000円の減につきましては、給与改定、会計間異動によります人件費整理に伴います減でございます。

12款、職員給与費の特別職給21万4,000円の減につきましては、支払い遅延で6月議決をいただきました、町長及び副町長の10%の減額に伴います減分を計上させていただいたところでございます。

それから、その下の一般職給から職員福祉協会負担金までの補正につきましては、給与改定、会計間異動に伴う補正でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げますので、議案50ページをお開きいただきたいと思っております。

18款、繰入金でございます。財政調整基金繰入金の減692万6,000円。

それから、公共施設整備基金繰入金の減1,346万9,000円につきましては、今回の補正に係る財源調整で、それぞれ基金へ繰り戻しを行うものでございます。

今補正に係ります各基金の年度末予定残高を参考資料の37ページに掲載しておりますので、御参照いただきたいと思っております。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第79号平成28年度美幌町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第80号

○議長（大原 昇君） 日程第18 議案第80号平成28年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の56ページをお開き願います。

議案第80号平成28年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、職員給与の改定及び人事異動等に伴う人件費の補正予算でございます。

平成28年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ211万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億9,608万5,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、65ページ、66ページをお開き願います。

3、歳出。

1款、総務費、1目、一般管理費につきましては、給与改定に伴う給料・手当等の増額と人事異動に伴う職員の会計間異動及び育児休業職員の人件費を精査した結果、211万2,000円を減額補正するものでございます。

2款、保険給付費につきましては、財源調整でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

歳入については、説明を省略させていただきます。

以上、御説明いたしました。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第80号平成28年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第81号

○議長（大原 昇君） 日程第19 議案第81号平成28年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の68ページをお開き願ひます。

議案第81号平成28年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、職員給与の改定等に伴う人件費の補正予算でございます。

平成28年度美幌町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,675万1,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で

御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、77ページ、78ページをお開き願ひます。

3、歳出。

1款、総務費、1目、一般管理費につきましては、職員給与の改定及び実績見込みによる時間外手当の増額による人件費1億8,000円の増額補正でございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、75ページ、76ページをお開き願ひます。

歳入については、説明を省略させていただきます。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第81号平成28年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第82号

○議長（大原 昇君） 日程第20 議案第82号平成28年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の80ページをお開き願ひます。

議案第82号平成28年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御

説明申し上げます。

今回の補正につきましては、職員給与の改定及び人事異動に伴う人件費の補正予算でございます。

平成28年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ40万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,651万7,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、89、90ページをお開き願います。

3、歳出。

1款、総務費、1目、一般管理費につきましては、給与改定に伴う給料及び手当等の増額と人事異動に伴う職員の会計間異動の人件費を精算した結果、40万8,000円を減額補正するものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、87、88ページをお開き願います。

歳入につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第82号平成28年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第83号

○議長（大原 昇君） 日程第21 議案第83号平成28年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 議案の92ページをお開き願います。

議案第83号平成28年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

平成28年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、職員4名に係る給与改定及び人事異動に伴う人件費の補正と終末処理場維持管理事業費の修繕料の補正及び建設事業費の業務委託料と工事請負費の補正を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ239万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,963万2,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更につきましては、第2表、地方債補正で御説明申し上げますので、95ページをお開き願います。

第2表、地方債補正であります。

公共下水道事業の限度額1億3,030万円を、終末処理場設備更新工事のための水処理設備機械・電気設備資材価格調査業務及び公共汚水樹設置工事の増により210万円を増額しまして、1億3,240万円と

するものであります。

次に、101ページ、102ページをお開き願います。

3、歳出であります。

1目、一般管理費、公共下水道事業費の290万5,000円の減は、職員の給与改定及び人事異動によるものであります。

2目、維持管理費、終末処理場維持管理事業費、修繕料100万円の増額は、処理場機器の28年度末までの小破修繕に係る見込み額の計上であります。

3目、建設費、公共下水道建設事業費、業務等委託料は、執行残の整理と、上から4行目の機械・電気設備資材価格調査業務委託の237万6,000円の増であります。29年度に予定しております設備更新工事の設計に必要な特殊な機械単価の調査業務を委託しようとするものであります。

その下の、公共汚水柵設置工事100万5,000円の増額は、住宅の新築による公共ますの設置の申請が当初の予定を上回ることから不足する3件分の予算を補正しようとするものであります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、99ページ、100ページをお開き願います。

2、歳入。

個別排水処理特別会計負担金の7万3,000円の増額は、個別排水事務を担当する職員の給与改定に伴う負担金収入の増加額であります。

公共下水道事業補助金74万8,000円の減額は、業務委託2件の契約額確定に伴う補助金の減額と、資材価格調査業務委託に伴う補助金の増によるものであります。

一般会計繰入金382万1,000円の減額は、今回の補正に伴います財源調整による一般会計への繰戻しであります。

公共下水道債210万円の増額は、歳出で御説明させていただきました業務委託の追加と、公共汚水柵設置工事に伴うものであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

6 番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） まず102ページ。11節の需用費の100万円ですが、小破修繕のストックのために100万円の予算化ですけれども、常に幾らぐらいのストックがあるのか。それから、今年度何回目の予算化なのか。あるいは、どのような修繕に使用するのか。今年、小破修繕で使った実績があればお聞かせ願ひたいと思います。

2点目が、13節の委託料237万6,000円。先ほど、平成29年度に導入する特注機械の調査ということで伺いましたけれども、もう少し詳しい内容と、どのぐらいの調査期間が必要なのかを含めて教えていただきたいと思います。

3点目が、15節の工事請負費、公共柵設置工事3件分ということでしたけれども、工事場所を教えてください。

以上、3点お願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 1点目の一般修繕について、今年度当初予算で見ていた金額でございますが、50万円を予定しております。その他、計画的な修繕として12件、当初からみていたほかに、一般修繕50万円を予定しておりました。

今回、先ほど専決補正のときに御説明させていただきましたが、修繕予算を全て使い切っている状況でございます。そういうことで、今回、残り約半年ありますので、その間に発生した場合の対応として100万円を追加させていただこうというものでございます。

それから、次に、調査委託の関係でございますが、内容としまして、来年行うための水処理施設の機械・電気設備の工事を行

うに当たって、その設計単価を算出するために資材価格の調査を行うための費用でございます。これにつきましては、機械・電気設備の種類ごとに10万円を超える機器の場合、資材調査を行って設計しなければならないということで今回行うものであります。件数については、担当主幹よりお答えさせていただきますが、今、行う理由としましては、来年度、早い時期に工事を行いたいということで、今回この調査委託を行うものであります。これについては、補助対象事業でございます。

次に、公共樹設置工事についてでございますが、3カ所の追加でございます。これは、東町の大きな区画を分割して宅地として売買していくこととなります。通常はそれぞれの区画ごとに公共ますを事前に設置するわけでございますが、場所によっては公共ますが設置されていない箇所があります。その箇所が3カ所ございますので、その公共ますの設置についての費用を今回追加補正していただくものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 建設主幹。

○建設主幹（川原武志君） 今の委託の期間でございますが、3カ月の期間を要します。それを年度末までに調査を終えて、新年度の設計積算に使用したいというようになっております。

また、機器の内容でございますが、機械につきましては8点、電気につきましては12点、合計20点の機器等の価格調査でございます。以上でございます。

○議長（大原 昇君） 6番戸澤義典さん。

○6番（戸澤義典君） 最初の小破修繕の年度当初50万円の予算で12件、使ってしまったということなのですが、何件でもいいですが、どんな修繕だったのか内容を教えていただきたいのと、2点目が、先ほどの設計図をつくるための資材価格の調査とお聞きしました。機械で8点、電気で1

2点、そして3カ月かかるということでしたけれども、要するに私が何を言いたいかというと、これだけを調査するのに237万6,000円の大金を投入して設計図をつくるための調査は、本当にそれだけかかるのか疑問だったものですから、もう少し詳しく教えていただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 1点目の、先ほど12件というのは、当初各機器ごとに計画修繕としまして、年次的に計画を持ちながら修繕を行っております。そのほかに一般修繕としまして、随時起り得る修繕として50万円みていたということでございます。

計画修繕としてどのようなものがあるのかということでございますが、これについては、一つの例としましては、マンホールポンプということで、各管渠の中にポンプがあります。そういうポンプの修繕を年次的に図っていくとか、処理場の中では、汚泥の攪拌装置の修繕など計画的な修繕を行っているものが12件ということでございます。

それから、資材価格調査の関係でございます。これについては、先ほど機械が8点、電気が12点の計20点であるとお伝えしましたが、その中に個々の機器がございまして、それらを含めると調査する項目はそれ以上になってきます。そういうことで、それは10万円以上ですから調査項目も多くなります。そういうことで、これだけの金額がかかるということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 建設主幹。

○建設主幹（川原武志君） 一般的な修繕の内容につきましては、例えば、ブローのモーターの交換だとか、マンホールポンプの修繕、そういうものが計画的な修繕で行っております。突発的に修繕を必要とするものにつきましては、処理場の消化タンク等のガス連絡管の修繕、マンホールポンプ

の電源装置の修繕のほか、管理本館暖房用蒸気ドレン管修繕というものが小破修繕でございます。あと、もろもろ何点か修繕がございます。以上でございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 私も、102ページの資材価格調査業務委託料のことで質問したいと思うのですが、この事業自体は、もともと29年度に予定していたものを前倒しをして、今回の補正で行って、できるだけ早い時期に29年度の予算で補助事業を着工するというので、繰り上がった事情というのはあったのかどうか、その辺の経緯について御説明いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） これは当初みていなかった理由ということになってくるとかと思っております。本来でありますと、当初予算でみておくべきであります、国の補助金は今、社会資本整備総合交付金ということで補助制度が変わりまして、来年度の予定できる工事が年度の途中でなければわからないという状況がございます。そういうことでは、資材価格調査に係る費用も確定できないということで、来年度の工事要望量が見込める時期に来ましたので、今回補正をさせていただきながら進めたいということでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 102ページ、終末処理場機械・電気設備資材価格調査についてであります。私ども、よく資材屋さん、これは厳密には下水道の場所ではないのですが、例えば土木・建築にしても資材屋さん「おい、見積もり出せ」、例としてはよろしくないと思っておりますけれども、金網マット1平米、何メートルの規格で1メートル当たり幾らするというのは、無料

で持っていきます。例えば、材料・手間含めて考えた場合、極論ですが、盛り土をするのに「運送さん、これ幾らぐらいかかる」「貨物さんは幾らぐらいかかる」と言うと、無料で持ってくるのです。ですから、設備・機械が必要だとしたら、メーカーによって値段はもちろん違うと思うのですが、機械の部品を買ってきて組み立てるわけでないとしたら、例えば、三菱なのか播磨なのかは別にしても、見積もり依頼をしたら無料で手に入るものではないかと思っております。なおさら、限定された場所です。機械の内容も電気設備も、そういう意味で見積もりで価格調査というのはできるのではないかと思うところです。さもなくば、全てにおいて独自に必要なとするならば、終末処理場ばかりではなく、全てにおいて適正価格かどうかという調査をせざるを得なくなるといったものだから、1件当たり10万円を越すものは価格調査があるのでしたら、むしろ価格調査ということではなくて、直すのにはどのぐらいかかるのか、新しく設置したら幾らかかるのかという見積もり依頼で済む話でないかと思う向きもあるので、そこら辺の説明がよく聞き取れなかったものですから、再度、そういう観点でお聞かせ願えればという趣旨でお尋ねいたします。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 下水道の設備等の工事については、道の工事積算要領に基づいて行うわけでございます。この中で、先ほど申し上げましたけれども、これらの設備の種類ごとに、10万円以上のものについては調査を行いなさいということでございます。その調査期間でございますが、通常はメーカーに行うとかということもあるかもしれませんが、この積算要領の中では委託機関として公共的なところということで、ひとつの例を言いますが、行う所を申し上げますと、一般財団法人である経済調査会北海道支部、また一般財団

法人建設物価調査会北海道支部という専門的に資材の物価調査を行っている機関がございます。ここと委託契約を結びまして、調査を行うこととございます。そういうことで、道の工事要領に基づきながら行うということとございますので、御理解のほどをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 正直に言って、まだ理解を深めていないので、これでやめようと思えますけれども、設備にしても資材関係は調査機関ばかりではなくて、製造元で幾らで売るといのは、見積もり依頼をしたら手に入りませんか、そういうことをお聞きしているのです。今の話は、制度的に必ず価格調査をしなければいけないということの説明であれば、良い悪いは別として、理解しやすいのですけれども、私は価格調査と単純に言われたら、見積もり依頼でこういう機械は日本全国で町工場がつくっているわけではないものですから、依頼をしたら手に入るものだなと。ただ、仕組みとして価格調査をなささいという決まりがあって、せざるを得ないというのなら別な意味で理解できるのです。その辺、いま一度噛み砕いて説明していただけませんか。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 説明が不足する分がございましたけれども、この物価調査につきましては、下水道の処理場のような機械設備だけではなくて、土木で言いますと公園の遊具施設、また建築の場合でも同じように機器については資材価格調査を行っております。そのような形で公正な設計を行うための資材調査ということとございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 建設主幹。

○建設主幹（川原武志君） 工事の資材価格でございますが、一般的には、道の資料

に基づいて道の単価に計上されているものをまず第一に使います。その次に、物価調査会で発刊されている物価版、積算資料に基づいたものを使います。その次に、見積もりでございます。

それで、特殊な機械で、処理場あたりは汎用性がないものですから物価調査会に道の積算要領に基づいて委託をかけるということとございます。以上でございます。

（「やめておきます」と発言する者あり）

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第83号平成28年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第84号

○議長（大原 昇君） 日程第22 議案第84号平成28年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 議案の104ページをお開き願います。

議案第84号平成28年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成28年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、職員給与改

定に伴う公共下水道特別会計への人件費相当分の負担金の補正を行おうとするものがあります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,007万8,000円とするものであります。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

歳出から御説明申し上げますので、113、114ページをお開き願います。

3、歳出。

公共下水道特別会計負担金7万3,000円の増額は、個別排水処理事務を担当しております職員の給与改定に伴う増額分であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、111、112ページをお開き願います。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第84号平成28年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第85号

○議長（大原 昇君） 日程第23 議案第85号平成28年度美幌町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題としま

す。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 議案の116ページをお開き願います。

議案第85号平成28年度美幌町水道事業会計補正予算（第2号）についてを御説明申し上げます。

総則。

第1条、平成28年度美幌町の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、職員9名に係る給与改定及び人事異動に伴う人件費の補正と、日並浄水場施設におけるブロック形成池の攪拌機機械部分の駆動装置の修繕費予算を計上させていただこうとするものであります。

収益的支出の補正。

第2条及び資本的支出の補正、第3条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正。

第4条、予算第7条に定めた経費の金額の補正額は記載の金額であります。

117、118ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書の収益的支出であります。

8名の給与改定及び人事異動に伴う人件費の増減額以外の予算計上につきまして、御説明させていただきます。

原水及び浄水費の修繕料60万8,000円の増額は、平成3年に設置しました日並浄水場のブロック形成池の駆動装置に異音が発生し確認したところ、モーター及び減速機の交換を必要とします。修繕費は115万円を予定しておりますが、修繕予算の執行残も当てながら不足となります60万8,000円を補正しようとするものであります。

業務費の検針等業務委託料26万2,000円の増額は、個人委託をしております4名のうちの1名の検針員が3月に契約終了の申し出があったため、新規検針員に対するの引継ぎを行う必要となったことから、それに伴う委託料の増額であります。

総係費、法定福利費276万3,000円の減額は、平成25年度及び26年度に退職した職員に係る退職手当組合への追加費用を本年度予算計上していましたが、公営企業会計制度の改正により積み立てしております退職給付引当金からの支出が可能であったことから、その額を減額するものであります。

次に、119、120ページをお開き願います。

資本的支出であります。

記載の金額は、職員1名分の給与改定に伴う人件費の増額であります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第85号平成28年度美幌町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○日程第24 議案第86号

○議長（大原 昇君） 日程第24 議案第86号平成28年度美幌町病院事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案128ページでございます。

議案第86号平成28年度美幌町病院事業会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、一般会計と同様に人事院勧告に基づく職員の給与改定及び会計間の異動並びに年度途中の退職及び就職に伴う給与費の補正を行おうとするものでございます。

第1条、平成28年度美幌町の病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の補正につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、今回の給与費等の補正により職員給与費を5,949万3,000円減額し、8億5,555万7,000円にしようとするものでございます。

次に、129、130ページをお開き願います。

収益的収入のうち、他会計補助金の補正でございます。

一般会計補助金のうち、基礎年金拠出金負担金の補正につきましては、今回の人件費の補正に伴い一般会計から繰り入れている基礎年金拠出金に係る負担金について減額補正を行うものでございます。

次に、131、132ページをお開き願います。

収益的支出の補正でございます。

給与費のうち、給料、手当等、法定福利費につきましては、今回の人事院勧告による職員の給与改定及び職員の会計間の異動並びに医師、看護師の年度途中の退職・就職に伴う執行見込みから、それぞれ記載のとおり減額及び増額の補正を行うものでご

ざいます。

以上、御説明いたしますので、よろしく
お願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから、質疑を
行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めま
す。

これから、議案第86号平成28年度美
幌町病院事業会計補正予算（第2号）につ
いてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成
の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決
されました。

◎日程第25 報告第19号

○議長（大原 昇君） 日程第25 報告
第19号専決処分の報告について。

お手元に配付しているとおおり、報告書の
提出がありましたので、お聞きすることが
あれば許します。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） この額の決定、和
解については経過が書いてありまして、今
これに関連して、大正橋の工事を通行止め
にして行っておりますけれども、これらの
穴があいたとか橋上のアスファルトの補強
というのは、今回の工事の中で関連して全
部そういったものが施工されて問題ないよ
うな状況になるのかどうか、その辺、関連
ですけれども、わかれば教えてください。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 御質問の
とおり、11月1日から30日までの間で
大正橋の補修工事を発注しております。今
回穴のあいたところは未施工の箇所でご
ざいます。今回の工事区間で、全ての橋面
の舗装が終了いたします。そういうことで

は、下部の橋のコンクリートの状況を確認
しながら、舗装を行っていくということ
で、舗装も全面舗装しておりますのでこれ
らが終了しますと、このような穴というの
は、これからは改善されていくというこ
とで御理解いただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さ
ん。

○10番（吉住博幸君） お聞かせ願いた
いと思えます。ちょっと情報として、まだ
理解に至っていない部分があります。と申
しますのは、橋というのは、そこら辺の道
路と違いまして、いざというときに欄干を
超えて逃げるわけにはいかない、例えば避
けようと思ってもです。そういう面では、
限定された幅の場所だと思っているので
す。そういう関係上、事故を起こした人
には申しわけない言い方なのですが、この
1件だけでよく済んだなど。私だったら、即
通行止めにして、事故の状態を確認した
り、応急処置もして他の車両にも影響ない
という対応をとったというならわかるので
すが、その事情も分からないものですか
ら、私は複数あってもしかるべきだとい
うのではなくて——そういう意味では、もし
かしたらこの車両においても特殊な事情が
あったのかなという疑心暗鬼などがある
のです。例えば、車が車両改造というの
ですか、車高を下げたり、例えばです。特
殊なタイヤを履いていたとか。それは、向
こうの事情も含めながら、この金額に至
った経緯もわからないものですから、そう
いう意味で、まず1点目は相手の割合。

それから、よく1件で終わったなど安心
しているのですが、そこら辺の経緯が見
えないものですから、いま一度そういう趣
旨でお聞かせ願いたいと存じます。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） まず最初
に、今回の大正橋の穴によりタイヤを破損
された方に対して、本当にお詫びを申し上
げたいと思えます。

まず、御質問のありました過失割合につきましては、町が6、御本人が4という割合となっております。それで、車両については、3ナンバーの乗用車でございます。特段改造しているとかそういうことではありません。

橋の穴の状況であります。時系列で申し上げますと、10日の日にこの穴によるタイヤの破損がありました。そして12日の午前11時に、私どものほうに御本人から御連絡がありました。私どものほうでは、9月10日の早朝にこの穴があるとの把握ができて、11時前に穴を埋める応急作業を行いました。そういうことで、10日に起こってから12日の朝まで私どもも把握できていなかったということがありまして、通行止め等の措置はしておりませんでした。結果的には、その間に多くの車が走行していたということが、もちろんあります。

それで、発生の原因としましては、車両のタイヤの穴に対する位置関係ですとか、スピードもありますし、タイヤの形状もあります。それら、いろいろな状況が重なった中で、タイヤではなくて、リム、ホイールが変形をしたということでございます。そういうことで、今回の中にはホイールの交換費用、タイヤの履きかえ費用を含めて、その費用の6割を保障させていただいたということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） これでやめておきますけれども、よく、簡単に言えば事故発生から大体2日後ということで、他の事故が起きなくてよかったと安堵はしていますが、先ほども申しましたように、ホイールまでいかれるとなれば、それなりの——だからその割合も、そういうことも加味して決めるのだと思うのですが、こういう特殊な場所等は、やはり皆さんも相手とお話

するときは、しっかりと話しされたほうがいいかと、これだけは申し伝えておきたいと存じます。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 今回、大正橋という、先ほど一番最初に吉住議員さんが言われたように、避けようのない場所で事故が起きたということで、大正橋も十分なパトロールをしたつもりでございますが、それでもこのような形で起きたということで、今後さらに気を引き締めながら危険箇所の事前把握、そして早期発見・早期補修に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

報告第19号専決処分の報告については、これで終わります。

◎閉会宣言

○議長（大原 昇君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成28年第6回美幌町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後 0時19分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員